

(改正後)	(改正前)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(傍聴席の区分)</p> <p>第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。</p> <p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 一般席の定員は、26人とする。ただし、議長が特に必要と認めた時はこの限りではない。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 会議を傍聴しようとする者は、直接本人が所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人員を制限することができる。この場合は、別記様式の傍聴券を発行することができる。</p> <p>3 団体会議を傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者は、傍聴希望日の前日までに議長に申し出なければならない。</p> <p>(議場への入場禁止)</p> <p>第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。</p> <p>(傍聴人の守るべきこと)</p> <p>第6条 傍聴人は、傍聴席においては、静粛を旨とし、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害、示威的行為及び他の傍聴者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>(写真、映画等の撮影及び録音等の手続)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等を行う場合は、所定の用紙をもって議長の許可を得るものとする。</p> <p>(担当職員の指示)</p> <p>第8条 傍聴人は、すべて担当職員の指示に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(傍聴席の区分)</p> <p>第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。</p> <p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 一般席の定員は、26人とする。ただし、議長が特に必要と認めた時はこの限りではない。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 会議を傍聴しようとする者は、直接本人が所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人員を制限することができる。この場合は、別記様式の傍聴券を発行することができる。</p> <p>3 学生、生徒その他の者が団体会議を傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者は、傍聴希望日の前日までに議長に申し出なければならない。</p> <p>(議場への入場禁止)</p> <p>第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器、棒、かさその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者</p> <p>(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、鉢巻き、腕章の類を携帯している者</p> <p>(3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</p> <p>(4) 下駄、サンダルの類を履いている者</p> <p>(5) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(6) 異様な服装をしている者</p> <p>(7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</p> <p>2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号から第3号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</p> <p>4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>(3) 携帯電話等については使用できないよう電源を切ること。</p> <p>(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6) みだりに席を離れないこと。</p> <p>(7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p>